

令和5年皆野町農業委員会第4回定例総会議事録

1. 開催期日 令和5年4月24日（月）
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：13人・欠席者：1人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	齊藤三恵子	出席	11	小池幹夫	出席
2	野澤辰雄	出席	12	横田和子	出席
3	峯岸栄	出席	13	高橋健一	出席
4	大濱英一	出席	14	長島徳治	出席
5	浅見寿太郎	出席	皆野	丸山真守	出席
6	四方田順造	欠席	国神	柴崎孝夫	出席
7	葦原義人	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	新井義虎	出席	日野沢	山本丈示	出席
9	武内初代	出席	三沢	田島一男	出席
10	四方田克己	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について

1件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

1件

議案第2号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

1件

8. 事務局 吉岡明彦、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長
あいさつ

皆さんこんにちは。なかなか天気が安定しなくて、暑くてしょうがないかなと思うと、霜の心配するような天気になって、なかなか体のほうも大変かなというふうに思います。

今日は、今年度、年度が変わってからは初めての定例総会ということで、課長さんも代わりましたけれども、この間1日の日も来ていただきましたので、顔はお会いしていることかと思いますが、会議のほうは初めてということなので、よろしく願いしたいと思います。

議事のほう、それほど多くはないですけども、慎重に審議していただいてスムーズに進行できればと思います。御協力をよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長お願いいたします。

浅見会長

それでは、しばらくの間、進行をよろしくお願いいたします。着座のままで失礼いたします。

ただいまの出席委員数は18名です。

定足数に達しておりますので、これより令和5年皆野町農業委員会第4回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、6番、四方田順造委員1名でございます

次に、議事録署名人に、

7番、葦原義人委員

8番、新井義虎委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

7番、葦原義人委員

8番、新井義虎委員にお願いをいたします。

議案のほうに入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1件を議題といたします。

事務局

番号1について審議します。
事務局に議案の朗読、説明をお願いします。

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として、地区担当の13番、高橋健一委員に対象農地の状況について説明を求めます。お願いします。

13番
高橋委員

それでは、議案第1号、番号1について説明をさせていただきます。

4月21日に、事務局、推進委員の山本さん、3名で現地を見てまいりました。状況について説明をさせていただきます。

まず、7ページの案内図を見ていただきたいと思います。今回の申請地は、3月に農地法2条1項の申請がありました地区でございます。〇〇〇のところにあります〇〇〇を渡りまして、山道を2kmほど上っていきますと、〇〇という地区がありますが、そこでございます。

畑の状況を順に説明をさせていただきますと思います。

①番、一番広い面積になりますが、ここは現況写真見ていただくと分かるのですが、ちょっと1段下がっている土地になります。今まで耕運機をどういうふうに下ろしたのかよく分からないのですが、そんなことから、今、何か進入路を造っているような状況でございます。

畑はすぐにでも使えるような状況になっております。

②でございますが、写真を見ていただくと分かるのですが、山間部ですので若干傾斜がありますが、もう既にミカン、果樹が植えられてはありました。

最後の③番になりますが、ここはもう既にジャガイモが植えてあったり、キャベツが植えてあったり、もう既に耕作されておりました。

今回の申請地は、長年耕作されていたわけなのですが、その持ち主が若くして亡くなってしまったということで、もう3年、4年はたたないと思うのですが、そのぐらい、状態としては遊休農地の状態になっておりました。

〇〇全体を見ましても、年々遊休農地、荒廃農地が増えている状況、そういった中で、今回の申請は大変ありがたいお話かなと私個人的には思っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、日野沢区域担当の山本文示委員も

日野沢区域担当
山本委員

現地確認に同行していると思いますが、本件に対し何かご意見ありましたらお願いいたします。

浅見会長

特にありません。

それでは、これより本件に対する質疑を行います。
質疑がありましたらお願いいたします。
横田委員。

1 2 番
横田委員

ただいま高橋委員のほうから説明がありましたとおり、結果としては遊休農地をこのようにきれいに使っていただけるということなのでとてもいいことだと思うのですが、この申請を出していただく段階では、やはりもう既に使っているということは、いかななものなのかなというふうに思ったのですが、結果オーライだと思うのですが、この場合に、4条、5条なんかだと、始末書と違って出すではないですか。そういった対応というのは何かあるのですか。

事務局

今の横田委員からのご質問にお答えしますと、今まで、事前に耕作をしていってしまって、始末書とかをもらったケースはないです。

1 2 番
横田委員

3条の場合はないということですか。

事務局

3条のときはもらっていないです。ただ、おっしゃるとおりで、本来であれば許可を得てからというのが本来の筋だとは思いますが、あくまで推測の部分はあるのですが、もう本人もここにいないので、ちょっとこの案件については、去年の冬頃とかからちょっと相談を受けていたのです。なので、その頃からある程度話はついていましたので、その部分で、もう進めて、管理を任されていたというのですか、そういうような形でやっていたのではないかと推測されます。

ですので、おっしゃるとおりの部分もありますので、それは今後、この後の許可、不許可を決めていただいた後、渡すときにはちょっとお話はさせていただこうかなと思います。

以上です。

浅見会長	よろしいですか。 ほかに何かございますか。よろしいですか。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	それでは、質疑のほう以上ということにさせていただいて、これより採決をしたいと思います。 本件は農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いいたします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。 先ほどのご意見もありましたので、その辺事務局のほうよろしくお願いいたします。 続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について2件を議題といたします。 番号1について審議します。 事務局に議案の朗読、説明を求めます。お願いします。
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	農業委員として、担当の2番、野澤辰雄委員に対象農地の状況について説明を求めます。お願いします。
2番 野澤委員	それでは説明させていただきます。 4月17日に事務局と現地を確認してまいりました。場所はといいますと、〇〇県道南方面から〇〇に向かいまして、バス停ですと、〇〇バス停というのがあります。そこを左に入りますと、〇〇〇という神社がありますが、そこよりも約100mちょっとぐらい行ったところに鉄塔があります。写真見ていただくと分かるのですが、この大きな写真の左のほうに鉄塔がありますが、その1段下がった下の田んぼということになります。現在、田んぼとしてももう数十年恐らく田んぼとしては使っていない状況です。 なお、これ終わり次第、元に戻すという話なので、問題はないので

	はないかと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
浅見会長	これより本件に対する質疑を行います。質疑がございましたらお願いいたします。よろしいですか。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	本件は、許可相当の意見を付して県知事宛て進達することを可とする委員は挙手をお願いいたします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛て進達することに決定いたしました。 続いて、議案第3号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、1件を議題といたします。 番号1について審議します。 事務局に議案の朗読、説明をさせます。お願いします。
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	申出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。 議案書と、判断資料として配付された資料ナンバー1を参考に、2番、野澤辰雄委員に対象農地の状況について説明を求めます。お願いします。
2番 野澤委員	同じ17日に事務局と確認してまいりました。県道、先ほどよりか1つ手前の〇〇〇というバス停があるのですが、そこを〇〇方面から来て右に入りますと、〇〇〇というお寺があります。その本堂というか、自宅と墓地、また道反対にも分譲された墓地があるのですが、墓地の間に写真の荒廃農地があります。これ見た感じ、恐らく昔桑畑の木が大きくなって、手前のほうはちょっと墓地にかかるので、刈り取った木を伐採した跡があります。 そこにクルミとか、そういった雑木が生えておりますし、かなりの傾斜地であり、これからまた畑に戻すということはちょっと無理かと思われます。 ぜひ、ご審議のほどよろしく願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。質疑がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

それでは、質疑がございませんので、採決をいたします。
〇〇〇〇氏から申出のあった農地について非農地と判断することが
適当であるとする委員は挙手をお願いいたします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について非農地と判断することに決定いたしました。
なお、議案第3号は、非農地と判断した土地所有者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することになります。
以上で審議いただく議案は全て終了いたしました。